

フグによる食中毒にご注意ください!!

茨城県においては、フグを販売・調理する際には「フグ取扱者」の資格を要し、さらにフグを販売・調理する店舗は、資格者を設置したうえで保健所に「フグ営業施設の届出」が必要になります。

なお、届出済みの店舗は、店内に「フグ営業者届出済証」を掲示しています。

届出済証の掲示が無い店舗でのフグの購入や喫食をしないようお願いします。

茨 城 県 潮 来 保 健 所

茨城県潮来市大洲1446-1

TEL 0299-66-2116

フグの処理は 適切に！！

毎年フグによる食中毒が発生していますが、最近、種類の分からないフグを調理・提供したことによる食中毒が発生しました。

営業者はフグの種類を十分に確認し、適切に除毒処理をしてください。

なお、本県においては、フグを販売・調理する際には「フグ取扱者」の資格を要し、さらにフグを販売・調理する店舗は、資格者を設置したうえで保健所に「フグ営業施設の届出」が必要になります。

届出済証は店内の見やすい場所に
掲示してください。

茨城県潮来保健所

茨城県潮来市大洲1446-1

TEL 0299-66-2116